

知っておきたい お金のヒント 「超えるとどうなる? 「年収の壁」」

会員の配偶者の扶養に入りパートやアルバイトで働く人は、一定の年収を超えると税金や社会保険料の負担が発生します。それにより目先の世帯収入が減るため、年収を基準内に抑えようと働き控えをする人も多く「年収の壁」と言われています。昨年10月政府は、年収の壁を気にせずに働けるよう支援強化パッケージを打ち出しました。

支援強化パッケージとは?

政府の支援強化パッケージでは、106万円の壁に対しては、企業が壁を超えた従業員の社会保険料の負担分を手当として支給したり、賃上げしたりした場合、従業員1人当たり最大50万円が企業に支援されます。130万円の壁については、年収130万円を超えても繁忙期の人手不足対応などによる一時的な収入変動であることを事業主が証明すれば、引き続き配偶者の社会保険の扶養に入ってもらえるようになります。これらは2年間の措置ですが、抜本的な制度の見直しも検討されています。

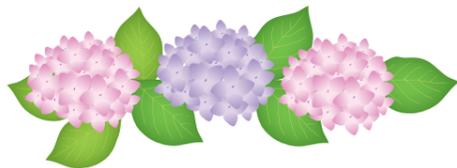
基金の事業概況

設立事業所及び加入員・受給者の概況 (令和5年12月末)

事業所数	60所
加入者数	2,011人
年金受給者数	21人

給付の支給の状況 (令和5年12月末)

給付の種類	件数	支給額
年金(老齢)	21件	3,186,960円
一時金(老齢)	27件	24,182,600円
年金(遺族)	0件	0円
一時金(遺族)	0件	0円
脱退一時金	62件	14,817,900円
合計	110件	42,187,460円



年金給付等積立金の運用状況

今年度は、コロナ禍後の経済再開やデフレからインフレへの構造転換への期待、アメリカのインフレ率鈍化等の要因により国内外株価が上昇し、大幅な収益アップとなりました。最終的な運用収益は42,732千円となり、修正総合利回りはプラス5.87%となりました。

運用収益	42,732千円
修正総合利回り	+5.87%

●資産構成割合(令和5年12月時点)

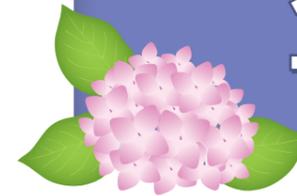
(単位: 百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資金	その他資産	合計
時価総額	0	13	292	49	289	67	39	749
構成割合	0.0	1.7	39.0	6.5	38.6	8.9	5.2	100.0

企業年金だより

2024

第7号



▲硫黄岳(ハケ岳)

ホームページはこちら

<https://pankikin.jp>



ホームページでは、当基金からのお知らせや基金制度の概要等を掲載しております。また、企業年金だよりのバックナンバーの閲覧も可能です。ぜひご利用ください。

令和5年度 決算のお知らせ

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

令和6年4月17日に開催された第15回理事会・代議員会において、当基金の令和5年度事業報告及び決算について審議が行われ、全会一致で可決・承認されました。



年金経理

■ 損益計算書 (令和5年1月1日～令和5年12月31日)

(単位: 千円)

収益勘定		費用勘定	
科目	決算額	科目	決算額
掛金等収入	73,004	給付費	60,061
運用収益	42,733	運用損失	0
特別収入	53,631	運用報酬等	3,786
責任準備金減少額	0	業務委託費等	4,590
当年度不足金	0	移換金	35,694
		責任準備金増加額	39,082
		当年度剰余金	26,155
合計	169,368	合計	169,368

■ 貸借対照表 (令和5年12月31日現在)

(単位: 千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	12,171	流動負債	0
固定資産	749,266	支払備金	415
繰越不足金	44,435	責任準備金	779,302
当年度不足金	0	別途積立金	0
		当年度剰余金	26,155
合計	805,872	合計	805,872

業務経理

■ 損益計算書 (令和5年1月1日～令和5年12月31日)

(単位: 千円)

収益勘定		費用勘定	
科目	決算額	科目	決算額
掛金等収入	12,096	事務費	12,585
雑収入	0	雑支出	407
当年度不足金	896	当年度剰余金	0
合計	12,992	合計	12,992

■ 貸借対照表 (令和5年12月31日現在)

(単位: 千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	15,880	流動負債	2,571
固定資産	150	繰越剰余金	14,366
前払金	11	当年度剰余金	0
繰越不足金	0		
当年度不足金	896		
合計	16,937	合計	16,937

財政検証結果

毎事業年度末において継続基準及び非継続基準での年金資産の積み立てが十分かどうかを検証することを財政検証と言います。仮に十分な積み立てがなされていない場合は掛金の見直し等を行う必要があります。

	基準値	積立水準	検証結果
継続基準(責任準備金)	いずれか 1.00以上	0.97	NG
継続基準(財政再計算要否)		1.12	OK
非継続基準(最低積立基準額)	1.00以上	1.09	OK



当年度決算においては、一部継続基準を満たしていませんが、財政再計算(掛金の見直し)の必要はありません。



2024年12月からiDeCoの掛金拠出限度額が変わります

2022年10月より企業型DC(確定拠出年金)加入者のiDeCo(個人型確定拠出年金)加入要件が緩和され、iDeCoに加入できる会社員の方が増えました。2024年12月からはiDeCoの掛金拠出限度額が見直されます。

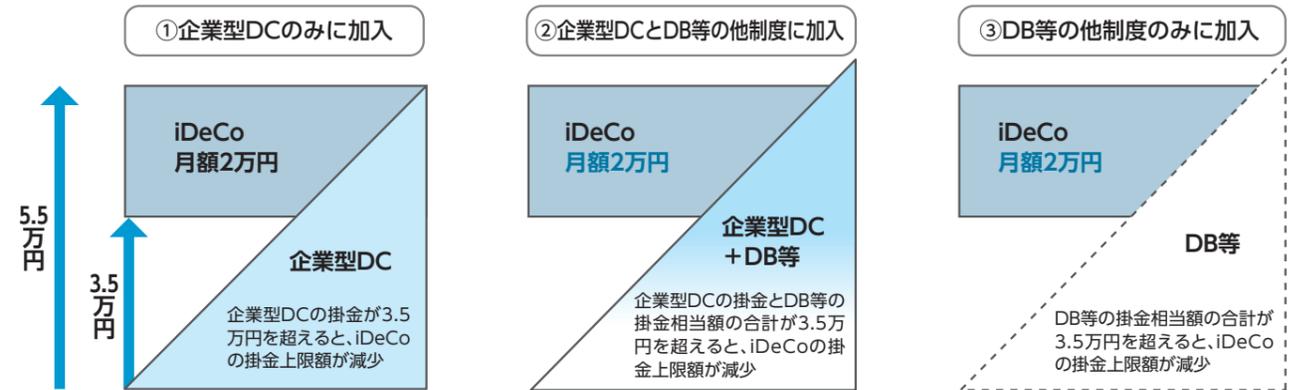
企業年金加入者のiDeCoの掛金月額の上限

iDeCoの掛金拠出限度額は、これまで企業型DCやDB(確定給付企業年金)等への加入実態によって異なっていました。2024年12月より一律で2万円となります。また、企業型DCの事業主掛金とDB等他制度の掛金相当額と合算して、月額5.5万円が上限となります。

■ iDeCoの拠出限度額(月額)の上限

	①企業型DCのみ加入	②企業型DCとDB等他制度に加入	③DB等他制度のみ加入
現行	2万円 (企業型DCとの合計が5.5万円)	1.2万円 (企業型DCとの合計が2.75万円)	1.2万円
2024年12月～	2万円(企業型DC、DB等他制度との合計が5.5万円)		

■ 2024年12月以降のiDeCo・企業型DC・DBの掛金月額イメージ



2024年12月以降のiDeCoの掛金拠出限度額の計算例

企業型DCとDB等他制度に加入している場合の計算例は次のとおりです。

$$55,000円 - \text{企業型DCの事業主掛金額 } 30,000円 - \text{DB等の掛金相当額 } 7,000円 = \text{iDeCoの掛金拠出限度額* } 18,000円$$

※上限が2万円のため、2万円以上の場合は2万円。

この改正により、企業型DCやDB等他制度に加入していて、事業主掛金の合計が3.5万円を超える場合は、iDeCoの掛金の上限額が下がります。また、iDeCoの掛金最低月額が5,000円のため、企業型DCとDB等他制度の事業主掛金の合計が5万円を超えると、掛金の拠出ができなくなります。

iDeCoへの加入、または掛金額の検討のため、加入者に対しては、DB等他制度掛金相当額が定期的に通知されます。

企業年金プラットフォームへの「基礎年金番号」登録について

iDeCoの拠出限度額管理に必要な企業年金(企業型DCおよびDB等)の加入者情報を一元管理するために、企業年金連合会が整備を行うデータベースを「企業年金プラットフォーム」といいます。2024年12月より、個人の識別のために、すべての加入者について「基礎年金番号」の登録が必要となるため、「基礎年金番号」を含めた加入者情報を基金より提出します。情報に不整合が生じた際は、iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会よりご本人へお知らせが送付される予定です。お知らせを受け取った場合は、基金事務局へご相談ください。